

一、代表者十名ハコノ際圓滿辭職ヲスルコト、  
 退職手當同情金共特ニ日給六十日分ヲ給與ス  
 一、款項事項ハ二、三ノ項目ヲ除キ大体會社ニ於テモ考慮中ノモノ  
 多キヲ以テ相當同情ヲ以テ對處スル  
 一、工友會ハコノ際解散スルコト  
 (會社首領部、社員、一般従業員ヲ加ヘタル親睦團體ヲ組織ス  
 ベク會社ニ於テモ考慮中ナルヲ以テナリ)  
 尙ホ退職者十名ハ植田常務系ト目サレアリシ者多ク、本ノ平和ヲ  
 慮リ、退職協定ヲナシタルモノ、如シ。

解決事項

一、代表者十名ハコノ際圓滿辭職ヲスルコト、  
 退職手當同情金共特ニ日給六十日分ヲ給與ス  
 一、款項事項ハ二、三ノ項目ヲ除キ大体會社ニ於テモ考慮中ノモノ  
 多キヲ以テ相當同情ヲ以テ對處スル  
 一、工友會ハコノ際解散スルコト  
 (會社首領部、社員、一般従業員ヲ加ヘタル親睦團體ヲ組織ス  
 ベク會社ニ於テモ考慮中ナルヲ以テナリ)  
 尙ホ退職者十名ハ植田常務系ト目サレアリシ者多ク、本ノ平和ヲ  
 慮リ、退職協定ヲナシタルモノ、如シ。

以上

昭和二十一年十二月十一日  
 植田常務  
 古屋出張所  
 協調會名古屋出張所